



# 山形県公報

令和4年8月2日(火)  
第326号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……773
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 地域登録検査機関の登録の更新……………(県産米ブランド推進課) ……774

### 公 告

- 指定管理者の募集……………(みどり自然課) ……775
- 同……………(同) ……776
- 令和4年度採石業務管理者試験の実施……………(産業創造振興課) ……777
- 大規模小売店舗の新設の届出……………(商業振興・経営支援課) ……同
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(同) ……779
- 同……………(同) ……780
- 指定管理者の募集……………(都市計画課) ……782
- 同……………(空港港湾課) ……783
- 同……………(同) ……784
- 同……………(同) ……785
- 同……………(建築住宅課) ……786
- 同……………(教育委員会) ……789
- 同……………(同) ……790

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第628号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和4年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                     | サービスの種類 | 指定年月日   |
|------------------------|---------------------------------|---------|---------|
| 株式会社ハイム                | パワーリハデイサービス酒田<br>酒田市こあら三丁目1番地の5 | 通 所 介 護 | 令和4.8.1 |

#### 山形県告示第629号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和4年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

|                        |                                 |         |            |
|------------------------|---------------------------------|---------|------------|
| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                     | サービスの種類 | 廃止年月日      |
| 株式会社松与                 | パワーリハビリサービス酒田<br>酒田市こあら三丁目1番地の5 | 通 所 介 護 | 令和 4. 7.31 |

**山形県告示第630号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をした。

令和4年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 登録年月日及び登録番号  
平成29年8月3日  
91
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
株式会社山形ライスファーム21  
代表取締役社長 遠藤 久幸  
米沢市大町三丁目5番6号2F
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類  
国内産玄米 国内産大豆
- (4) 登録の区分  
品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域  
山形県
- (6) 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

| 氏 名     | 農産物検査を行う農産物の種類 | 備 考        |
|---------|----------------|------------|
| 長谷川 和 郎 | 玄米、大豆          | 国内産農産物に限る。 |

- 2 (1) 登録年月日及び登録番号  
平成29年8月8日  
92
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
株式会社奥山農園  
代表取締役 奥山 喜男  
西村山郡河北町字畑中149番地1
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類  
国内産玄米 国内産大豆
- (4) 登録の区分  
品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域  
山形県
- (6) 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

| 氏 名     | 農産物検査を行う農産物の種類 | 備 考        |
|---------|----------------|------------|
| 安 食 洋 祐 | 玄米、大豆          | 国内産農産物に限る。 |

- 3 (1) 登録年月日及び登録番号

平成29年8月23日

93

- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
株式会社おきたま興農舎  
代表取締役 小林 亮  
東置賜郡高畠町大字露藤85番地
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類  
国内産玄米
- (4) 登録の区分  
品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域  
山形県
- (6) 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

| 氏 名     | 農産物検査を行う農産物の種類 | 備 考        |
|---------|----------------|------------|
| 木 村 雅 博 | 玄米             | 国内産農産物に限る。 |
| 吉 田 仁 幸 | 玄米             |            |

## 公 告

山形県立自然博物館の指定管理者を次のとおり募集する。

令和4年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 募集する施設の名称及び所在地
  - (1) 名 称 山形県立自然博物館
  - (2) 所在地 西村山郡西川町大字志津地内
- 2 指定の期間  
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
- 3 申請者に必要な資格  
次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
  - (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
  - (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
  - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
  - (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
    - イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
    - ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
    - ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
  - (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該

協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。

- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
  - イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
  - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

#### 4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 令和4年8月2日（火）から同年9月13日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所 山形県環境エネルギー部みどり自然課施設整備担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3173  
なお、山形県のホームページからも入手することができる。

#### 5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 令和4年9月5日（月）から同月13日（火）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

#### 6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県立自然博物館条例（平成3年3月県条例第12号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県立自然博物館条例施行規則（平成3年3月県規則第12号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県志津野営場の指定管理者を次のとおり募集する。

令和4年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県志津野営場
- (2) 所在地 西村山郡西川町大字志津地内

#### 2 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

#### 3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

(7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。

(8) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消し(合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。)を受けた日から2年を経過しない者でないこと。

(9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。

ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

#### 4 募集要項の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間 令和4年8月2日(火)から同年9月13日(火)まで(山形県の休日を定める条例(平成元年3月県条例第10号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 配布場所 山形県環境エネルギー部みどり自然課施設整備担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3173

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

#### 5 申請書の受付期間及び受付方法

(1) 受付期間 令和4年9月5日(月)から同月13日(火)まで(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

#### 6 その他

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年3月県条例第11号)、山形県志津野営場条例(平成13年3月県条例第14号)、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)、山形県志津野営場条例施行規則(平成13年5月県規則第90号)及び募集要項によること。

(2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13第1項の規定により、令和4年度採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和4年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 試験の日時及び場所

(1) 日時 令和4年10月14日(金)午前10時から正午まで

(2) 場所 山形県工業技術センター 講堂  
山形市松栄二丁目2番1号

#### 2 受験手続

受験願書を令和4年8月22日(月)から同年9月2日(金)までの間に山形市松波二丁目8番1号産業労働部産業創造振興課に提出すること(郵送による提出の場合は、同年9月2日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。)

#### 3 その他

詳細については、産業労働部産業創造振興課鉱山鉱害防止・計量担当(電話023(630)2361)に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び置賜総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに川西町役場において令和4年12月2日まで縦覧に供する。

令和4年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）川西町メディカルタウン商業施設  
東置賜郡川西町大字西大塚字安海檀1389番4外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 名 称                 | 住 所                  | 代表者の氏名    |
|---------------------|----------------------|-----------|
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ     | 山形市あこや町三丁目8番9号       | 古 山 利 昭   |
| N T T ・ T C リース株式会社 | 東京都港区港南一丁目2番70号      | 成 瀬 明 弘   |
| 株 式 会 社 A R Q       | 東置賜郡川西町大字西大塚1886番地12 | 長 谷 川 隆 太 |

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 名 称             | 住 所                    | 代表者の氏名    |
|-----------------|------------------------|-----------|
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ | 山形市あこや町三丁目8番9号         | 古 山 利 昭   |
| 株 式 会 社 ツ ル ハ   | 北海道札幌市東区北二十四条二十丁目1番21号 | 八 幡 政 浩   |
| 株 式 会 社 A R Q   | 東置賜郡川西町大字西大塚1886番地12   | 長 谷 川 隆 太 |

- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和5年3月20日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,924平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 131台
  - (2) 駐輪場の収容台数 26台
  - (3) 荷さばき施設の面積 109平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 10.2立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - イ 開店時刻 午前8時
    - ロ 閉店時刻 翌午前0時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前7時30分から翌午前0時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 7か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで
- 8 届出年月日  
令和4年7月19日
- 9 その他  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和4年12月2日までに知事に提出することができる。
  - (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
  - (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3)意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに東根市役所において令和4年12月2日まで縦覧に供する。

令和4年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

神町ショッピングセンター  
東根市神町北二丁目8番17号外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 名 称             | 住 所                  | 代表者の氏名  |
|-----------------|----------------------|---------|
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ | 山形市あこや町三丁目8番9号       | 古 山 利 昭 |
| カ メ イ 株 式 会 社   | 宮城県仙台市青葉区国分町三丁目1番18号 | 亀 井 文 行 |

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称             | 住 所            | 代表者の氏名  |
|-----------------|----------------|---------|
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ | 山形市あこや町三丁目8番9号 | 古 山 利 昭 |

(変更後)

| 名 称             | 住 所                  | 代表者の氏名  |
|-----------------|----------------------|---------|
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ | 山形市あこや町三丁目8番9号       | 古 山 利 昭 |
| カ メ イ 株 式 会 社   | 宮城県仙台市青葉区国分町三丁目1番18号 | 亀 井 文 行 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称                 | 住 所            | 代表者の氏名  |
|---------------------|----------------|---------|
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ     | 山形市あこや町三丁目8番9号 | 古 山 利 昭 |
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ 薬 品 | 山形市あこや町三丁目8番9号 | 山 澤 廣   |
| 株 式 会 社 こ ま つ 書 店   | 山形市寿町10番27号    | 小 松 芳 一 |

(変更後)

| 名 称        | 住 所                  | 代表者の氏名  |
|------------|----------------------|---------|
| 株式会社ヤマザワ   | 山形市あこや町三丁目8番9号       | 古 山 利 昭 |
| 株式会社ヤマザワ薬品 | 山形市あこや町三丁目9番3号       | 山 澤 廣   |
| 株式会社こまつ書店  | 山形市寿町10番27号          | 小 松 芳 一 |
| カメイ株式会社    | 宮城県仙台市青葉区国分町三丁目1番18号 | 亀 井 文 行 |

4 変更年月日

(1) 3(1)に掲げる事項 令和4年9月28日

(2) 3(2)に掲げる事項

ア 株式会社ヤマザワ薬品に係るもの 平成28年4月18日

イ カメイ株式会社に係るもの 令和4年9月28日

5 届出年月日

令和4年7月19日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和4年12月2日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに東根市役所において令和4年12月2日まで縦覧に供する。

令和4年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

神町ショッピングセンター

東根市神町北二丁目8番17号外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 名 称      | 住 所                  | 代表者の氏名  |
|----------|----------------------|---------|
| 株式会社ヤマザワ | 山形市あこや町三丁目8番9号       | 古 山 利 昭 |
| カメイ株式会社  | 宮城県仙台市青葉区国分町三丁目1番18号 | 亀 井 文 行 |

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 110台（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(変更後) 65台（位置については縦覧に供する図面のとおり）



- ロ 荷さばき施設の位置  
 (変更前) 縦覧に供する図面のとおり  
 (変更後) 縦覧に供する図面のとおり
- ハ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
 (変更前) 42.87立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）  
 (変更後) 35.22立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）
- (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 (変更前)

| 小 売 業 を 行 う 者       | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 |
|---------------------|---------|---------|
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ     | 午前9時    | 午後10時   |
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ 薬 品 |         | 午後8時    |
| 株 式 会 社 こ ま つ 書 店   |         | 翌午前0時3分 |

(変更後)

| 小 売 業 を 行 う 者       | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 |
|---------------------|---------|---------|
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ     | 午前9時    | 午後10時   |
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ 薬 品 |         | 午後10時   |
| 株 式 会 社 こ ま つ 書 店   |         | 翌午前0時3分 |
| カ メ イ 株 式 会 社       |         | 午後9時    |

- ロ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 (変更前) 午前6時から午後9時まで  
 (変更後) 24時間

4 変更年月日

- (1) 3 (1)イに掲げるもの
  - イ 位置の変更に関するもの 令和4年9月28日
  - ロ 収容台数の変更に関するもの 令和5年3月20日
- (2) 3 (1)ロに掲げるもの 令和4年9月28日
- (3) 3 (1)ハに掲げるもの
  - イ 位置の変更に関するもの 令和4年9月28日
  - ロ 容量の変更に関するもの 令和5年3月20日
- (4) 3 (2)に掲げるもの 令和4年9月28日

5 届出年月日

令和4年7月19日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和4年12月2日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

悠創の丘の指定管理者を次のとおり募集する。

令和4年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 悠創の丘
- (2) 所在地 山形市大字岩波及び大字中桜田地内

#### 2 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

#### 3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。

ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

#### 4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 令和4年8月2日（火）から同年9月13日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

- (2) 配布場所

イ 山形県県土整備部都市計画課都市公園担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3130

ロ 山形県村山総合支庁建設部都市計画課公園下水道担当 郵便番号990-2492 山形市鉄砲町二丁目19番68号 電話番号023(621)8220

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

#### 5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 令和4年9月5日（月）から同月13日（火）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所のいずれかに持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

#### 6 その他

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年3月県条例第11号)、山形県都市公園条例(昭和55年3月県条例第17号)、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)、山形県都市公園条例施行規則(昭和55年4月県規則第27号)及び募集要項によること。

(2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

第1酒田プレジャーボートスポット及び第2酒田プレジャーボートスポットの指定管理者を次のとおり募集する。

令和4年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 募集する施設の名称及び所在地

(1) 名 称 第1酒田プレジャーボートスポット及び第2酒田プレジャーボートスポット

(2) 所在地 酒田市大浜地内

#### 2 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

#### 3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。

(1) 県内に主たる事務所(本店)を有すること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同条を準用する場合を含む。)の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

(3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。

(4) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。

(6) 次のいずれにも該当しないこと(地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。)

イ 法人等の代表者等(法人の場合は法人の役員(非常勤役員を含む。)、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

(7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。

(8) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消し(合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手續が行われたことに伴う指定の取消しを除く。)を受けた日から2年を経過しない者でないこと。

(9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。

ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

#### 4 募集要項の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間 令和4年8月2日(火)から同年9月13日(火)まで(山形県の休日を定める条例(平成元年3月県条例第10号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 配布場所

イ 山形県県土整備部空港港湾課 港湾担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号

023(630)2625

ロ 山形県港湾事務所 港政管理担当 郵便番号998-0036 酒田市船場町二丁目5番15号 電話番号0234(26)5635

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 令和4年9月5日（月）から同月13日（火）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所のいずれかに持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県港湾施設管理条例（昭和51年3月県条例第29号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県酒田海洋センターの指定管理者を次のとおり募集する。

令和4年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県酒田海洋センター
- (2) 所在地 酒田市船場町二丁目5番15号

2 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。

ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 令和4年8月2日(火)から同年9月13日(火)まで(山形県の休日を定める条例(平成元年3月県条例第10号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
  - (2) 配布場所
    - イ 山形県県土整備部空港港湾課 港湾担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2625
    - ロ 山形県港湾事務所 港湾振興担当 郵便番号998-0036 酒田市船場町二丁目5番15号 電話番号0234(26)5634なお、山形県のホームページからも入手することができる。
- 5 申請書の受付期間及び受付方法
- (1) 受付期間 令和4年9月5日(月)から同月13日(火)まで(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
  - (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所のいずれかに持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。
- 6 その他
- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年3月県条例第11号)、山形県港湾施設管理条例(昭和51年3月県条例第29号)、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)及び募集要項によること。
  - (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

加茂港緑地及び加茂レインボービーチの指定管理者を次のとおり募集する。

令和4年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 募集する施設の名称及び所在地
  - (1) 名 称 加茂港緑地及び加茂レインボービーチ
  - (2) 所在地 鶴岡市今泉字大久保地内
- 2 指定の期間  
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
- 3 申請者に必要な資格  
次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。
  - (1) 県内に主たる事務所(本店)を有すること。
  - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同条を準用する場合を含む。)の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
  - (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
  - (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
  - (6) 次のいずれにも該当しないこと(地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。)
    - イ 法人等の代表者等(法人の場合は法人の役員(非常勤役員を含む。)、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であること。
    - ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
    - ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
  - (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
  - (8) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消し(合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。)を受けた日から2年を経過しない者でないこと。

- (9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
- イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
- ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
- (1) 配布期間 令和4年8月2日（火）から同年9月13日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所
- イ 山形県県土整備部空港港湾課 港湾担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2625
- ロ 山形県港湾事務所 港政管理担当 郵便番号998-0036 酒田市船場町二丁目5番15号 電話番号0234(26)5635
- なお、山形県のホームページからも入手することができる。
- 5 申請書の受付期間及び受付方法
- (1) 受付期間 令和4年9月5日（月）から同月13日（火）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所のいずれかに持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。
- 6 その他
- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県港湾施設管理条例（昭和51年3月県条例第29号）、山形県海浜公園条例（平成17年7月県条例第82号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県県営住宅及び山形県すまい情報センターの指定管理者を次のとおり募集する。

令和4年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 募集する施設の名称及び所在地  
別表のとおり
- 2 指定の期間  
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
- 3 申請者に必要な資格  
次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
- イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
- ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
  - イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
  - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。
- (10) 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和2年法律第60号）第3条第1項の規定により賃貸住宅管理業者として国土交通大臣の登録を受けているとともに、同法第12条第1項に規定するところにより業務管理者を配置できること。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 令和4年8月2日（火）から同年9月13日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）
- (2) 配布場所 山形県県土整備部建築住宅課安心居住推進担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2649  
 なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 令和4年9月5日（月）から同月13日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県県営住宅条例（昭和37年3月県条例第23号）、山形県すまい情報センター条例（平成12年10月県条例第76号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

別表

| 名 称        | 所 在 地                          |
|------------|--------------------------------|
| 山形県県営住宅    | 県営鈴川第2アパート 山形市鈴川町三丁目17番及び18番地内 |
| 同 五十鈴アパート  | 同 大野目二丁目2番地内                   |
| 同 南山形アパート  | 同 南松原一丁目9番地内                   |
| 同 馬見ヶ崎アパート | 同 円応寺町21番地内                    |
| 同 桧町アパート   | 同 桧町四丁目12番地内                   |
| 同 宮町アパート   | 同 宮町二丁目8番地内                    |
| 同 深町アパート   | 同 深町一丁目7番地内                    |
| 同 きたまちアパート | 同 桧町三丁目2番地内                    |
| 同 あたごアパート  | 同 小白川町五丁目27番地内                 |
| 同 東山住宅     | 同 大字十文字6106番地内                 |
| 同 十日町アパート  | 同 十日町一丁目7番地内                   |
| 同 飯塚住宅     | 同 飯塚町1353番地内                   |
| 同 太田町アパート  | 米沢市太田町五丁目1番地内                  |
| 同 春日アパート   | 同 春日五丁目2番地内                    |
| 同 中田第1アパート | 同 中田町658番地内                    |
| 同 中田第2アパート | 同 901番地内                       |
| 同 玉の木アパート  | 同 通町八丁目2番地内                    |

|            |                        |
|------------|------------------------|
| 同 成島アパート   | 同 成島町三丁目2番地内           |
| 同 米沢中央アパート | 同 中央七丁目5番地内            |
| 同 相生アパート   | 同 相生町7番地内              |
| 同 城北アパート   | 同 城北二丁目3番地内            |
| 同 美原アパート   | 鶴岡市美原町18番及び19番地内       |
| 同 東部アパート   | 同 朝暘町6番地内              |
| 同 茅原アパート   | 同 北茅原町9番地内             |
| 同 茅原住宅     | 同                      |
| 同 城南アパート   | 同 城南町9番地内              |
| 同 末広アパート   | 同 末広町23番地内             |
| 同 大西町住宅    | 同 大西町21番地内             |
| 同 川南アパート   | 酒田市若宮町二丁目1番地内          |
| 同 川南住宅     | 同                      |
| 同 こがねアパート  | 同 こがね町一丁目21番地内         |
| 同 こがね住宅    | 同                      |
| 同 東泉アパート   | 同 東泉町四丁目15番地内          |
| 同 鳥海アパート   | 同 富士見町三丁目2番地内          |
| 同 新橋アパート   | 同 新橋五丁目5番地内            |
| 同 北新町アパート  | 同 北新町一丁目1番地内           |
| 同 三吉町アパート  | 新庄市金沢1601番及び1612番地内    |
| 同 若葉東アパート  | 同 1281番、1494番及び1496番地内 |
| 同 南寒河江アパート | 寒河江市大字高屋字西浦100番地内      |
| 同 塩水アパート   | 同 寒河江字塩水46番地内          |
| 同 土屋倉アパート  | 上山市美咲町二丁目3番地内          |
| 同 金生アパート   | 同 金生一丁目13番地内           |
| 同 鷺ヶ袋アパート  | 同 旭町二丁目7番地内            |
| 同 長清水アパート  | 同 長清水一丁目10番地内          |
| 同 楯岡アパート   | 村山市楯岡笛田四丁目6番地内         |
| 同 楯岡中町アパート | 同 楯岡中町5番地内             |
| 同 小出アパート   | 長井市台町3番地内              |
| 同 成田アパート   | 同 成田3102番地内            |
| 同 屋城町アパート  | 同 屋城町4番地内              |
| 同 日光アパート   | 天童市北久野本四丁目14番及び17番地内   |
| 同 長岡アパート   | 同 中里一丁目2番地内            |
| 同 交り江アパート  | 同 交り江五丁目10番地内          |
| 同 天童駅西アパート | 同 駅西二丁目2番地内            |
| 同 天童駅南アパート | 同 田鶴町四丁目18番地内          |
| 同 天童南部アパート | 同 南町三丁目18番地内           |
| 同 東根中央アパート | 東根市中央四丁目3番地内           |
| 同 尾花沢アパート  | 尾花沢市新町一丁目9番地内          |
| 同 関口アパート   | 南陽市宮内352番地内            |
| 同 桜木アパート   | 同 三間通1229番地内           |
| 同 芦沢アパート   | 東村山郡山辺町大字山辺字芦沢2084番地内  |
| 同 近江アパート   | 同 近江1番地内               |
| 同 中原アパート   | 同 中山町大字長崎881番地内        |
| 同 長崎アパート   | 同 8035番地内              |
| 同 谷地アパート   | 西村山郡河北町谷地荒町東一丁目4番地内    |
| 同 左沢アパート   | 同 大江町大字藤田字藤田原264番地内    |
| 同 大石田アパート  | 北村山郡大石田町大字大石田甲623番地内   |



|              |                              |
|--------------|------------------------------|
| 同 あげぼのアパート   | 同 丁277番地内                    |
| 同 糠野目アパート    | 東置賜郡高島町大字福沢525番地内            |
| 同 糠野目第2アパート  | 同 福沢南21番地内                   |
| 同 大町アパート     | 同 大字高島字町裏695番地内              |
| 同 館之北アパート    | 同 川西町大字中小松3017番地内            |
| 同 小国アパート     | 西置賜郡小国町大字兵庫館三丁目3番地内          |
| 同 白鷹アパート     | 同 白鷹町大字荒砥乙1482番地内            |
| 同 宝前町住宅      | 同 十王5502番地内                  |
| 同 あらとアパート    | 同 荒砥乙725番地内                  |
| 同 飯豊アパート     | 同 飯豊町大字萩生3893番地内             |
| 同 狩川アパート     | 東田川郡庄内町狩川字山居22番地内            |
| 同 余目アパート     | 同 余目字大塚93番地内                 |
| 同 遊佐アパート     | 飽海郡遊佐町遊佐字田子10番地内             |
| 山形県すまい情報センター | 山形市城南町一丁目1番地内 霞城セントラル<br>22階 |

山形県飯豊少年自然の家の指定管理者を次のとおり募集する。

令和4年8月2日

山形県教育委員会  
教育長 高橋 広 樹

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名称 山形県飯豊少年自然の家  
(2) 所在地 西置賜郡飯豊町大字添川字関山3535番地の33

2 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。  
(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。  
(3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。  
(4) 国税及び地方税を滞納していないこと。  
(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。  
(6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。  
イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。  
ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。  
ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。  
(7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。  
(8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。  
(9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。

ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

#### 4 募集要項の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間 令和4年8月2日（火）から同年9月13日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 配布場所 山形県教育庁生涯教育・学習振興課青少年教育施設担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2831

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

#### 5 申請書の受付期間及び受付方法

(1) 受付期間 令和4年8月2日（火）から同年9月13日（火）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

#### 6 その他

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。

(2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県体育館及び山形県武道館の指定管理者を次のとおり募集する。

令和4年8月2日

山形県教育委員会

教育長 高橋 広 樹

#### 1 募集する施設の名称及び所在地

(1) 名称 山形県体育館及び山形県武道館

(2) 所在地 山形市霞城町1番2号

#### 2 指定の期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

#### 3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

(3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。

(4) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。

(6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

(7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。

(8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手續が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過

しない者でないこと。

(9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。

ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間 令和4年8月2日（火）から同年9月13日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 配布場所 山形県教育庁スポーツ保健課庶務担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2832

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

(1) 受付期間 令和4年8月2日（火）から同年9月13日（火）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県体育施設条例（昭和39年3月県条例第38号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。

(2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

正 誤

| 発行年月日       | 県公報<br>番 号 | ページ | 行     | 誤  | 正  |
|-------------|------------|-----|-------|----|----|
| 令和 4. 7. 19 | 第322号      | 694 | 下から 7 | 阿部 | 安部 |

令和4年8月2日印刷  
令和4年8月2日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県